

Q：宿泊型新保険指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムとは？

A：糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して保健師、管理栄養士、健康運動指導士等が多職種で連携して提供する新たな保健指導プログラムとなります。

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：厚生労働省における宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）の次年度の普及・推進策について

A：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）事業に限定した補助金交付の予定はないものの、自治体や自治体と連携した民間団体（公益又は一般法人の法人格を有する団体及び民間企業）が宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）事業を行う場合については、※地域健康増進促進事業（感染症予防事業費等国庫補助（負担）金交付要綱に基づく補助金）への公募が可能です。

また、宿泊型新保健指導プログラムの効果検証の結果を踏まえて、平成30年見直し予定の標準的な健診・保健指導プログラムへの反映を検討する予定です。

※自治体や自治体と連携した民間団体（公益又は一般法人の法人格を有する団体及び民間企業）などが実施する、創意工夫による優れた健康増進の取組を支援することにより、健康日本21（第二次）が掲げる目標を達成するための具体的な取組を推進し、健康格差の縮小をめざすことを目的とする事業を公募し、有識者による評価委員会を経て採択される。（健康課健康指導係）

Q：宿泊型新保健指導プログラムを実施する際に「スマート・ライフ・ステイ」といった名称を用いることは可能か。

A：名称の使用は可能ですが、宿泊型新保健指導プログラムを実施する際には、研究班の作成した下記（参考プログラム）を参考にさせていただきようお願いします。また、研究班の作成したプログラムを参考とした独自のプログラムを実施する場合や、研究班作成の著作物を引用された場合には、下記【記載例】のとおり、その引用元を明記してください。

（参考プログラム）

国立開発法人日本医療研究開発機構による循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業 生活習慣病予防のための宿泊を伴う効果的な保健指導プログラムの開発に関する研究

【記載例】

国立開発法人日本医療研究開発機構による循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業 生活習慣病予防のための宿泊を伴う効果的な保健指導プログラムの開発に関する研究（研究代表：津下一代）により開発されたプログラムを参考

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）を実施する上で、参加者を募る際の旅行業法上の留意点は何か。

A：旅行業法において、報酬を得て運送機関や宿泊機関等と旅行者の間に入り、代理、取り次ぎ等を行うことは「旅行業」に該当し、また、旅行業を行うためには、旅行業者または旅行業者代理業者として登録されている必要があります。

したがって、旅行業者または旅行業者代理業者として登録されていない事業者が宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）を実施する場合には、同法に抵触しないよう次のいずれかの対応をとることが考えられます。

- （１）交通、宿泊、観光等に係る手配または必要な料金の支払い等を参加者自身が行うこととすること（現地集合・解散とするなど）。
- （２）当該手続を旅行業者に依頼すること

なお、事業者が参加者から料金を受け取ることは、利益の有無に関わらず「報酬」とみなされる可能性がありますので、重ねてご留意ください。

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：本試行事業の最終報告会后、健診結果を含めた効果検証の結果については、いつ、どのような方法で、報告や発表をされるのでしょうか。

A：本試行事業の効果分析については、「国立研究開発法人日本医療研究開発機構 生活習慣病予防のための宿泊を伴う効果的な保健指導プログラムの開発に関する研究班」にて、実施していただいております。研究班におかれましては、今年度も各種学会や講演会等にて発表されているところですが、直近では平成28年2月12日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構の成果発表会にて報告されました。

今後も随時、研究班では全体をとりまとめた分析を中心に行ない、学会や論文への発表等を予定されており、それらの活動は、研究班のホームページを通じて随時情報発信されます。